

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定され、平成20年4月より一部施行、平成21年4月から本格施行されましたが、この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めたものです。また、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的としたものです。

健全化判断比率の公表

地方公共団体は毎年度、前年度決算に基づいて実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表しなければなりません。

財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、都道府県知事への報告をしなければなりません。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表することとなっています。

財政の再生

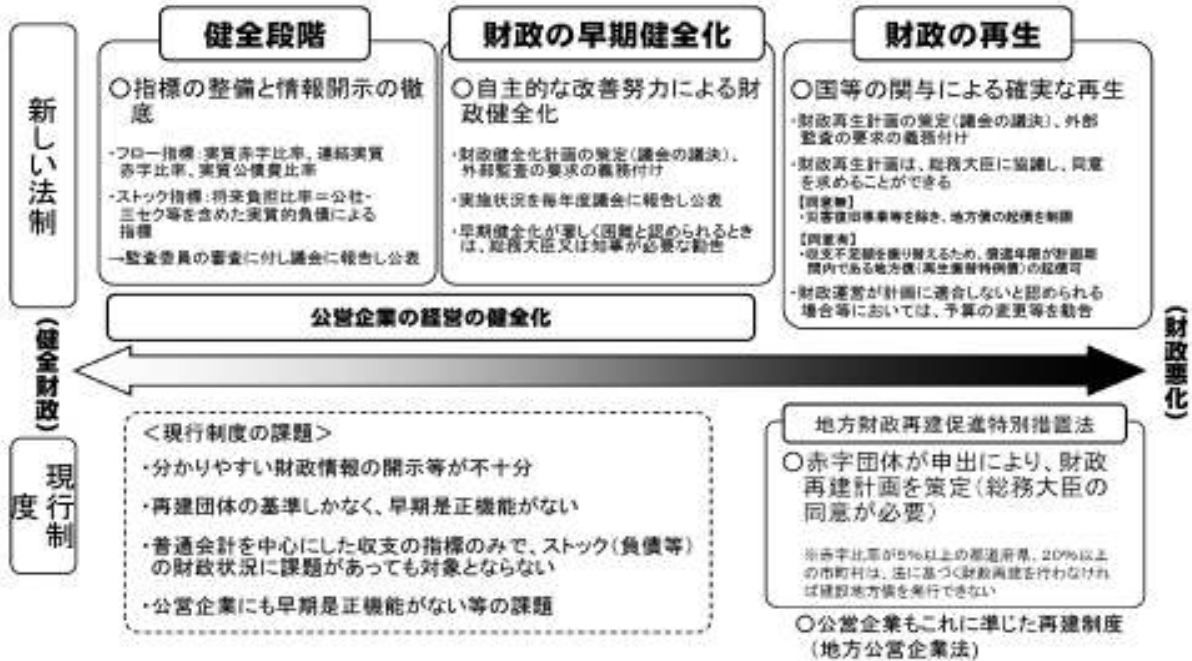
健全化判断比率のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に協議し同意を求めることができます。同意を得ている場合でなければ災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債の起債ができません。財政再生計画に同意を得た団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定（地方債の制限）にかかわらず総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができます。

公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。この資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、比率を基準未満にすることを目標とする経営健全化計画を議会の議決を経て定め、財政健全化計画や財政再生基準同様に総務大臣、都道府県知事への報告、公表等を行うこととなります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

